

平成28年6月三種町議会定例会会議録

平成28年6月9日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は次のとおりである。

1番	大澤和雄	2番	宮田幹保
3番	安藤賢藏	4番	三浦敦
5番	清水欣也	6番	工藤秀明
7番	高橋満	8番	石井秀基
9番	鈴木一幸	10番	小澤高道
11番	成田光一	12番	加藤彦次郎
13番	後藤栄美子	14番	堺谷直樹
15番	伊藤千作	16番	平賀真
17番	児玉信長	18番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	三浦正隆	副町長	高堂弘道
教育長	鎌田義人	総務課長	木村信悦
企画政策課長	相原信孝	税務課長	児玉直久
町民生活課長	川村義之	福祉課長	加藤正美
健康推進課長	青山勇人	農林課長	眞川信一
商工観光交流課長	伊藤祐光	建設課長	高橋善浩
上下水道課長	近藤仁	琴丘総合支所長	高橋泉
山本総合支所長	山田幸樹	会計課長	岡部衛
教育次長	畠山広栄	代表監査委員	門間芳継
農業委員会事務局長	信太清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	腰丸豊	議会事務局長補佐	平澤仁美
議会事務局主査	池内和人		

一、議事日程

平成28年6月8日(水)

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸報告
日程第4	町長の行政報告
日程第5	請願・陳情等常任委員会付託
日程第6	議案の上程 報告第2号～議案第90号 (提案理由の説明・町長)
日程第7	一般質問

平成28年6月9日(木)

日程第7	一般質問
------	------

平成28年6月10日(金)

日程第8	報告第2号	平成27年度三種町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第9	報告第3号	平成27年度三種町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第10	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(三種町町税条例等の一部を改正する条例)
日程第11	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(三種町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
日程第12	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三種町一般会計補正予算)
日程第13	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)
日程第14	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三種町公共下水道事業特別会計補正予算)
日程第15	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三種町農業集落排水事業特別会計補正予算)
日程第16	承認第8号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三種町介護保険事業勘定特別会計補正予算)
日程第17	承認第9号	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町水道事業会計補正予算)
日程第18	議案第77号	三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第78号	三種町児童の保育園における保育の奨励に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第79号 三種町八竜健康保養施設の設置及び管理運営に関する
条例の一部改正について
- 日程第21 議案第80号 三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第81号 三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第82号 指定管理者の指定について（三種町八竜高齢者交流施設）
- 日程第24 議案第83号 平成28年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰
入について
- 日程第25 議案第84号 平成28年度三種町一般会計予算の補正について
- 日程第26 議案第85号 平成28年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予
算の補正について
- 日程第27 議案第86号 平成28年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補
正について
- 日程第28 議案第87号 平成28年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の
補正について
- 日程第29 議案第88号 平成28年度三種町衛生処理事業特別会計予算の補正
について
- 日程第30 議案第89号 平成28年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 日程第31 議案第90号 三種町教育委員会の委員の任命について
- 日程第32 請願・陳情委員長報告、審議処理
- 日程第33 選任第1号 議会常任委員会委員の選任について
- 日程第34 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第35 選任第3号 議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第36 決議第1号 議会改革特別委員会設置に関する決議について
- 日程第37 選挙第1号 能代山本広域市町村圏組合議会の議員の選挙について
- 日程第38 選挙第2号 能代市山本郡養護老人ホーム組合議会の議員の選挙に
ついて
- 日程第39 発議第2号 議員派遣の件について(県北地区町村議会議員研修会、
町村議会広報研修会、町村議会議員研修会)
- 日程第40 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第41 議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査の件

一、本日の会議に付した事件

日程第7

議長 金子芳継は、平成28年6月9日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。(午前9時59分 開会)

- 議長 (金子芳継)
おはようございます。
本日の会議を開きます。
本日の出席議員数は18名であり、定足数に達しております。
日程第7. 昨日に引き続き一般質問を行います。
14番、堺谷直樹議員。14番。
- 14番 (堺谷直樹)
それでは、さきに通告しました2件についてお伺いをいたします。
まず、1件目ですが、集会所等の改修についてです。
自治会の集会所等は地域活動の拠点となっているほか、住民同士の懇談の場や、緊急時の避難場所ともなっています。老朽化による修繕やバリアフリー対策などの改築を早急に行う必要がある場合、今ある補助金制度の条件を緩和するなど、自治会の負担軽減を図る必要があると考えるがどうか。
2件目です。
余剰温泉の利活用について。
これから大規模な温泉施設の改良が行われるわけですが、それにあわせ、冬期間に川に放流している温泉を利用して冬場でも栽培ができるハウスを建て、町民に貸し出すことはできないでしょうか。
また、カッパの足湯とは別に「ふるさと文化館」周辺に足湯を設置し、森岳温泉郷のアピールをできないでしょうか。
以上、2件壇上からの質問を終わります。
- 議長 (金子芳継)
14番、堺谷直樹議員の壇上での質問が終わりました。
当局より答弁を求めます。町長。
- 町長 (三浦正隆)
それでは、14番、堺谷直樹議員のご質問にお答えいたします。
まず、第1点目のご質問でございますけれども、各自治会の集会所等の施設整備を行う場合の補助につきましては、合併時は所要額、必要な額の2分の1を限度とする補助となっておりますが、近年、小規模な集落の場合や全体的な補修が必要な場合は1所帯当たりの負担が重くなっております。そういうことから、平成25年度からは1世帯当たりの負担が2万円を超える場合は、その超過する部分を補助することとしておりまして、自治会の負担の軽減が図られたものと認識しております。
この集会所等施設整備にかかわる実績は、平成25年度の場合は11自治会で整備し、町の補助額は、731万2,737円でございます。翌年の平成26年度は、14自治会で実施しまして901万1,151円と拡大しております。さらに、昨年度平成27年度は、24の自治会で実施しまして総額2,522万3,204円となるなど、負担軽減措置を受け大きな伸びを見せてございます。今年度は現時点で9自治会、389万4,711円の

予定となっております、これらを全て合計しますと、全体では66の自治会で総額4,544万1,802円の補助額となっております。

現在の単位自治会の総数は、101でありますので、大方の自治会がここ数年で改修されたということになります。各自治会とも、改修には多額の予算が伴うため、住民総意のもと、自治会予算の一部を積み立てに回し、年次計画で対応したり、必要最小限度の改修に抑えるなどの工夫をしたりしております。

したがいまして、ご質問の「補助金制度の条件の緩和」につきましては、平等性の観点からも、さらなる助成の拡充という部分は難しいと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

なお、今後は高齢化と人口減少に伴い、自治会集会所等の維持そのものが難しいこととなっていくことが想定されます。こうした状況も踏まえて、自治会の皆様が十分に話し合いをされ、総意をもって、これからの自治会運営について考えてほしいと願っております。

それでは、2つ目のご質問にお答えいたします。

初めに、「川に放流している温泉を利用して、冬場でも栽培ができるハウスを建て、町民に貸し出すことはできないか。」というご質問でございますけれども、現在河川に放流している温泉につきましては、旧三種荘向かいの駐車場脇の別荘・分譲中継ポンプ場の配湯池から冬季の温泉温度の低下防止のため、オーバーフローさせているものであります。

当該施設は、本年度から実施予定の温泉施設改良事業におきまして改修が計画されており、河川への放流をなくす方向で計画を進めております。

なお、送湯管の改修により保温性が向上し、温泉温度の低下が抑えられ、オーバーフローが少なくなるものと推測しております。

次に、カッパの足湯とは別に「ふるさと文化館」周辺に足湯を設置することについては、広く考えると森岳温泉郷のPRには結びつくと思いますが、森岳温泉郷へ来た観光客が足湯を利用するため、ふるさと文化館まで移動するということは、ちょっとそういうケースは少ないのではないかとというふうに考えます。

また、足湯設置費用につきましては、設置場所の問題もありますけれども、ふるさと文化館周辺までお湯を引くとすれば、合理的な方法から考えますと、町の施設である「ゆうぱる」から引くことになろうかというふうに思います。それでも多額の工事費と維持管理費がかかるのではないかと想定されますので、利用面とそれから費用面からも、森岳温泉郷のアピールを目的とした「ふるさと文化館」周辺への足湯設置は、当方としては現実的ではないというふうに考えております。

現在利用されているカッパの足湯は、主に森岳温泉郷に訪れた観光客に利用されまして、温泉街のイメージアップに貢献しております。設置と管理運営は、先般NPO法人化しました観光協会でございますけれども、観光協会が行っておりまして、お湯はホテル森山館様より無料で供給を受け、清掃は

大日寮様へ委託し、土地借り上げ料は固定資産相当額を所有者の愛知県にお住いの方でございますけれども、この方へ支出しているというそういう状況でございます。

カッパの足湯の改修整備か、新しい足湯の設置か、につきましては、観光協会や森岳温泉街などから、さまざまな要望とか提案をいただいておりますが、足湯が森岳温泉郷への観光客拡大に直接的に結びつくものではありませんけれども、森岳温泉郷のイメージアップやPR、そしてまた観光客のサービスの1つとして有効と思いますので、観光協会等と話し合いを進め、有利な財源や合理的な方法、効果的な設置場所などについて情報を集め、そしてまた今後検討してみたいというふうに思っております。

終わります。

済みません。先ほど、堺谷議員の1番目の質問の中でちょっと数字の間違いがございました。全体の自治会の、今回その町の補助金を受けて施設整備を行った自治会の総数を、私66自治会と申し上げましたけれども、訂正させていただきます。58自治会ということで、金額は変わらないでございます。

以上で終わります。

議長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

14番、堺谷直樹議員の再質問を許します。14番。

14番 (堺谷直樹)

それではまず、集会所等の改修についてですが、現在の補助金について新築、全部改築、購入事業に要する経費については、半額補助かつ上限700万ということですが、これには解体費用、それから用地取得費用も含まれるのでしょうか。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策課長 (相原信孝)

お答えします。

基本的には、全てを含めた形での金額ということで対応しております。

議長 (金子芳継)

14番。

14番 (堺谷直樹)

わかりました。増築・改築の補助についてですけれども、上限400万の補助を利用する場合、1世帯当たりの負担額が2万以上という縛りがあるわけですけれども、この2万円という金額設定の経緯を教えてください。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策課長 (相原信孝)

お答えします。

これまでも合併前から、それぞれ各集会所等については自治会の努力によって改修・増築等されておりましたが、自己負担、世帯負担が限りなく高額になるとすれば大変な負担ということでございまして、2万円程度が妥当であろうという判断から2万円を上限というように形で設定させていただきました。

以上でございます。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

町長の話にもありましたとおり、大分自治会のほうで利用されているということで、非常に有意義な補助金なんだろうとは思いますが、ある自治会の加入世帯が100世帯であったとすれば、100世帯掛ける2万円で200万円を自治会で用意した場合に限り上限額をその分補助しますよということだと思うんですが、高齢化が進む中、修繕費を負担できないから私はもう集会所には行かないよ、行けないよというお年寄りも少なくないというふうに聞いております。ばらまきの補助金では困るんですけども、もう少し自治会が使いやすい補助金でないと意味がないと思うんですが、例えば、1世帯当たりの負担額が現行基準の2万円には満たないんだけど、8割、1万6,000円負担になるよといった場合、上限額の8割補助しますよとか、例えば、高齢者世帯の割合が多い自治会ではその割合に応じて、この2万円という基準を少し緩和するとか、そういった対応はできないものでしょうか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長 お答えします。

先ほど町長も答弁しておりましたが、この後、非常に高齢化あるいは人口減少によって集会所そのものが維持することが非常に厳しくなるということも予想されます。また、自治会の中ではそれこそ年次計画で積み立てをしたりとか工夫をしまして、自分たちの規模に合った集会所の改修であったりとかを考えて実施している自治会もございます。それから、町といたしましては自治会の助成金といたしまして、各自治会に施設の分という形での交付金も交付してございますので、それらを工夫していただいて各自治会で何とか対応していただければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

あれですよ、自治会の交付金、補助金って1世帯当たり何百円単位じゃなかったでしたかね。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長 お答えします。

活動助成金あるいは公園管理分あるいは集会施設分、それらを含めた形での助成金となってございまして、基本的には最低額が大体平均で6万円ぐらいの交付金という形になってございます。これらをうまくあいに工夫いたしまして、積み立てに回すなどして集会所の改修を行っている自治会等もございまして、

以上でございます。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

自治会に6万円ですか、それとも年間、例えば何世帯当たり何万円って何か縛りがあるんですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長 お答えします。

自治会には規模の大小いろいろございますが、小さい自治会につきましても活動助成金ということで最低1万5,000円を助成してございます。それから、公園を管理している部分あるいは集会所等を持っている部分、それらを含めた形での交付という形になってございます。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

何百万という改築を行うのに1万5,000円だとか2万円だとか補助金をもらってその中から管理を引いて、何年積み立てすれば改築できると思われるでしょうか。若い人たちが多くいる自治会というのは比較的多分集まると言うんですよ、自治会費。やはり年金暮らしをされているお年寄りが多い自治会というのは、なかなか自治会は必要なんだけどもうちはもう年いっちゃんとお金がないという話をされるみたいなんですよ。だからそういった自治会、高齢化率の高いような自治会にぜひ緩和策というものを願っていたいのですが、だめでしょうか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長 お答えします。

いずれにしても、高齢化世帯あるいはいろいろな形での所得の低い方がおる自治会等では非常に苦勞されていることとは思います。現在の集会所そのままあるものをそのまま維持していくことにつきましては、非常に今後

厳しい見通しとも考えられるわけです。そこで空き家もふえてきておりますので、空き家等を逆にそういう施設、集会場所のような形に工夫するなど、各自治会等で話し合いのもと工夫していただければ非常にありがたいことだと思っております。

以上です。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

できるだけ町民の目線に立った使いやすい補助金制度ということでお願いをしたいと思えます。

それから、2件目ですけれども、余剰温泉の利活用に関しては、以前から町民の皆さんにたびたび言われていることでして、冬場のハウスという話は前回の婦人会のときの懇談会の中でちょっと出ていた話なんです。今確かにただ川に放流している温泉を利用しない手はないなということで、ずっと思っていましたけれども、今回大規模な温泉施設の改良が事業化されるということで、この機会にぜひ整備できないかと思いましたが、先ほどの町長のお話でオーバーフローの温泉が今度なくなるということでしたが、そういう話で間違いないでしょうか。

議長（金子芳継）

上下水道課長。

上下水道（近藤 仁）

課長 お答えします。

現在オーバーフローしている分につきましては、説明のとおり温度低下を防ぐために必要以上のお湯を上げているという状況でございます。現在はポンプ自体手動で動かしております。改修事業は全部自動運転ということに計画しておりますので、使う量に合った量を上げるよう設定していくということでございます。ただ、オーバーフローそのものが全部なくなるかと言いますと、やはり心配なところは送湯管の別荘分譲地のほうなんです。送湯管の末端のほうになりますとどうしても送湯管に滞留している時間が長くなりますので、温度が少しずつ低下していくということは予想されます。その温度がどこまで下がるかによってお湯を、余りにも温度が下がり過ぎると末端のほうで管の中のお湯を滞留させるためにそこからお湯を抜くという考えがございますので、その分はオーバーフローはあるという、全くなくなると思っております。

以上です。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

ちょっとわかるようでわからなかったんですけども、手動だと温度を管理させるためにオーバーフローさせて、自動だと今度そういうのが少なくな

るといふことの理解でよろしいでしょうか。

議長（金子芳継）

上下水道課長。

上下水道（近藤 仁）

課長 お答えします。

手動の場合は、一旦設定しますとそれですつといきますので、本来は使用量に合わせて設定がえをすればいいわけですが、なかなかそこまで手が回らない状況ということでございます。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

例えばですね、配管の路線を2つ設けて、一方は温泉施設、別荘地へ持っていく配管と、もう1つは例えば今言ったハウスの下を通して合流させるようなやり方とかいろいろ考えられるんじゃないかなと思うんですが、その辺どうでしょうかね。

議長（金子芳継）

上下水道課長。

上下水道（近藤 仁）

課長 お答えします。

新たに配管をふやしてハウスに持っていくというのは、温泉事業としましては許可を出して料金をいただくという形にはなろうかと思えます。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

つまり、じゃあまず今回はオーバーフローした温泉を利用してハウスを建てるようなそういうふうな仕組みにはならないということよろしいでしょうか。

議長（金子芳継）

上下水道課長。

上下水道（近藤 仁）

課長 お答えします。

そのとおりでございます。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

はい、わかりました。

それから、そうすれば足湯の話ですけれども、森岳温泉郷の入り口であるふるさと文化館周辺に足湯をすれば、「パッチワーク緞帳」とあわせて三種町、ひいては森岳温泉郷の非常に効果的なアピールができるというふうにご検討していただけたけれども、森岳温泉郷に来られた方がわざわざふるさと文化

館まで足湯に入りに来るんじゃないなくて、ふるさと文化館に緞帳見に来られた方が足湯につかってもらって、「ああ、森岳温泉っていいもんだな」とそういうふうに感じてもらいたくて、今提案をさせていただいたんですが、その辺どうお考えでしょうか。

議長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光交流課長 (伊藤祐光)
お答えします。

今のような議員のお考えもあると思います。確かにパッチワークのイベントをやってからパッチワークを見に来る人もふえました。クアオルト関係でもそういうふうなコースを設定している場合もあります。そういう考えもあるというふうに理解しました。

議長 (金子芳継)
14番。

14番 (堺谷直樹)
理解していただけるということは、今後そういうふうな足湯の設置等も視野に入れて考えていただけるということでよろしいでしょうか。

議長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光交流課長 (伊藤祐光)
お答えします。

そういう人の流れもあるということは理解しましたがけれども、やはり設置するには町長が話したとおり、いろいろ費用もかかる、維持管理もかかるということなので、これはいろいろ情報を集めて検討したいと思います。

議長 (金子芳継)
14番。

14番 (堺谷直樹)
きのう、オープン前のゆめろん見させていただきまして、非常にすばらしい施設で、町民の健康増進、それから交流人口の拡大にも大いに期待を寄せているところです。が、その反面、森岳温泉郷の民間施設が企業努力で太刀打ちするには物すごく厳しい建物だなとそう感じたのも事実であります。

数億円かけて改修したんですから当然と言えば当然なんでしょうけれども、ゆうばるの宿泊費を決めるときに、民間の宿泊施設に配慮して決めたとそういう経緯もございます。どうか森岳温泉郷の飲食店や民間の宿泊施設に配慮する思いがあるのであれば、森岳温泉郷の活性化のために、きのう小澤議員がお話していただきましたけれども、グラウンドゴルフ場の整備と並行してぜひ実現する方向でお考えいただけないでしょうか。

議長 (金子芳継)
町長。

町長 (三浦正隆)

森岳温泉郷とそれに連なるカントリーパークの部分というのは、大変私はすばらしい自然環境だろうというふうに思っております。いろいろ観光地の、特に温泉地を訪問しますと、最近は大変きれいな、しょうやかな足湯の場所が設置されてあったりしております。そういう意味で、本町においてもせっかくの森岳温泉はふんだなお湯の量があるわけでありますので、いろいろこの場所等の問題は多分いろんなご意見ありまして、なかなかすんなりとは決まらないとは思いますが、石倉山も含めて全体をこの景観を見ながら、なおかつ経費面でもこのメンテナンス等に負担かからないような形で検討してみたいというふうに考えています。

議長 (金子芳継)
14番。

14番 (堺谷直樹)
森岳温泉郷のより一層の活性化のために、今以上にご尽力をいただきますことをお願い申し上げまして質問を終わります。

議長 (金子芳継)
以上で、14番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。
次に、15番、伊藤千作議員。15番。

15番 (伊藤千作)
それでは、一般質問を行います。

国保の都道府県化の問題点と税の引き下げについてであります。
平成27年5月、持続可能な医療保険制度改革を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法が成立しました。この法律は、名のおり国民健康保険法を改正することが大きな目的で、平成30年度から国民健康保険の保険者は都道府県と市町村になります。保険者が都道府県と市町村となったのですが、実質的には国民健康保険のさまざまな実務は市町村が行います。しかし、市町村のみの単独運営であったこれまでの国民健康保険との最大の違いは、都道府県が国保財政を握ることで、これにより都道府県が大きな権限を持つことになります。

平成30年度からの都道府県単独化を、国保を広域化し、スケールメリットによる国保の困難を解決するためだと思っている人がいまだ多くおりますが、それは大きな間違いであります。

今回の都道府県単位化は、国保の構造的な問題解決するために行うものではありません。一言で言うと、国保を医療費の適正化、削減の道具にするためなのであります。具体的には、平成30年度から県に国保特別会計ができ、これまで町に入ってきたお金のほぼ全てがこの県国保会計に入ることとなります。そして、県と市町村のお金のやりとりは、事業費納付金と保険給付費等交付金のみとなり、これが都道府県が財政責任を持つ財政を握るということになります。

この納付金と保険給付費交付金を医療費適正化を進めた市町村に多く賦課したり交付したりすることを、都道府県が自由にできるならばどうなるでし

ようか。医療費削減に努力した自治体には多く交付したり、反対に医療費削減ができない市町村にはペナルティー的に少なく交付できるとするならば、どうなるでしょうか。

平成30年からすぐに医療費適正化の成果を交付に結びつけるかどうかというのは別問題ですが、これが初めに言った国保の医療費の適正化削減の道具になるという意味なのであります。

ガイドライン案が示しておりますが、今後都道府県が行うのは主に次の4つであります。

1つ目は、平成29年度中に国民健康保険運営方針を市町村との協議の上策定する。

2つ目としては、医療給付費見込み所得を加味した1年分の事業費納付金を決定し、市町村に賦課する。

3つ目が、国が提示する標準的な保険料算定方式に基づき、都道府県標準保険料等を出した上でさらに市町村ごとの標準保険料率を出す。市町村は、この標準保険料率を参考にして保険料を決定する。

4つ目としては、都道府県は必要な保険給付費を市町村に支払い、さらに保険給付の点検などを行う。

この運営方針は、市町村がこれまで独自裁量で決定し、実施してきた保険料の賦課や保険業務の実務等にかかわる全てのルールを統一するか、またこれまでどおり個別でいくのかを定める国保広域化都道府県単位化の最大の肝となるものであります。

ただし、このガイドラインの扱いは、あくまでも技術的助言であるということが冒頭明記されており、この内容は法的義務でも何でもないということを留意する必要があります。

ガイドライン案では、統一保険料率にも踏み込んでいます。統一料金、統一サービスというのは、保険料が統一であれば市町村のサービス、つまり減免や保険証の取り扱いなど、さまざまな独自実務も統一すべきだという考え方であります。

一般会計、法定外繰り入れについては、これまでどおり市町村の裁量でできるとなっておりますが、ガイドライン案では、それに疑問がつくような表現もあります。あくまでもこのガイドライン案は、技術的基準であり、法定外繰り入れ禁止することは法的にもできません。運営方針に盛り込ませないことが何より重要であります。

政府は、国保の低所得者の多い保険対策として、平成27年度から約1,700億円の財政措置を行いました。厚労省はこれについて、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能、被保険者一人当たり約5,000円の財政改善効果と記しております。

その一方で、一般会計等繰り入れについて引き続き計画的、段階的に解消するよう取り組んでいただくとする方向を強めております。

平成27年度から財政支援1,700億円を国保税の負担軽減、引き下げ

のため活用するのか、市町村が行っている一般財源の法定外繰り入れ解消にさせるのか、せめぎ合う状況となっております。

財政支援を着実に住民負担の軽減につなげる取り組みが重要であります。

厚労省の資料では、国保の見直しについては公費拡充などによる財政基盤の強化で、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化、これに伴い被保険者の保険料負担の軽減や、その伸び抑制が可能としております。

平成27年度から低所得者対策として保険者支援を拡充に約1,700億円、平成29年度以降はさらなる国保を毎年約1,700億円を投入するとしております。国民健康保険の財政支援の拡充、27年度では低所得者数に応じた保険者への財政支援、平成26年度約980億円をさらに約1,700億円拡充、被保険者一人当たり約5,000円の財政改善効果としております。これらの財政支援を活用して、一般会計からの法定外繰り入れ解消に活用するのではなく、住民負担の軽減、税の引き下げに回すべきであります。

ガイドライン案では、標準保険料率は一般会計法定外繰り入れをしない前提で計算するので、現行保険料より高くなるはずであります。なぜならば、仮に3,400億円が財政支援として投入されたとしても、全国の市区町村による一般会計法定外繰入金3,900億円よりも少ないからであります。つまり、現在の一般会計法定外繰入金は全額そのまま維持しないと引き下げ効果はできないということになり、国民被保険者を苦しめている高すぎる保険料問題は全く放置されたまま都道府県単位化に突き進んでいくことになるのであります。

今、問われているのは住民の立場に立ち、命を守る自治体か地域の国保の歴史を踏みにじり、安易に平準化、標準化、統一化に流される自治体になるかなのであります。

今後2年間の取り組みが30年度からの国保を左右すると言っても過言ではありません。町長は国保の都道府県化、税の引き下げについてどのように考えているのでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長 (金子芳継)

15番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。

当局より答弁を求めます。町長。

町長 (三浦正隆)

15番、伊藤千作議員の質問にお答えします。

平成27年5月27日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立しまして、平成30年度からは、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営において中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなっております。これは議員が壇上でおっしゃったとおりでございます。

一方、市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになっております。

厚生労働省は平成28年1月18日、都道府県国民健康保険運営方針策定要領（案）と国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法についてガイドライン（案）を示しております。

秋田県では、国保事業の広域化及び効率化の推進を図るための国保事業運営方針を定めるため、市町村の意見を聴取し、意見調整を図る目的として、秋田県国民健康保険運営方針等連携会議を設置し、5月12日に第1回の連携会議が開催されました。来年10月上旬には、県の運営方針を決定したいとして、作業部会も含め、今年度は月に1回程度の頻度で協議していく予定となっております。

また、今年10月には事業費納付金算定簡易システムが導入され、各市町村の納付金のシミュレーション結果が11月の連携会議において提示される予定となっております。

都道府県によっては、市町村保険料率を原則「標準保険料率」で統一という方針に向かっているところもあるようですが、本県では、昨年の11月27日に行われた全県国保担当課長会議においてこのようにしております。「秋田県において現時点では、均一保険料は検討していない」としております。また、一部負担金減免要綱等の統一などの標準化については、県では考えていないとしております。

5月の第1回連携会議におきましては、国保税の算定方式の方法は、県内の現状を踏まえ最も多くの市町村で採用している、固定資産税割を除く、3方式の採用を想定していること、また、応益・応能割合は50対50を想定しております。「当面、県が示す標準的な保険税率は参考とし、従来どおり各市町村において個別に保険税率の決定を行うこと」としております。標準的な収納率につきましては、県内市町村の実態を踏まえた市町村別の収納率として設定されることを想定しております。

ただし「決算補填等を目的とする一般会計繰入金や前年度繰上充用を余儀なくされている市町村に対しては、収納率の向上や医療費適正化の取り組みにあわせ、県が市町村ごとに赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取り組みについて定めること」が必要なことから、赤字市町村には、赤字解消等について「事前に目標年次などの案を作成し県に提出」してもらうことになるとしてあります。なお、赤字市町村と判断する基準年度は、平成30年度決算とすることを想定しております。

また、この国保の一本化によりまして、一部市町村では被保険者の保険税負担がふえる可能性がありますけれども、急激に上昇することを回避するための措置は設けるとしてあります。いわゆる激変緩和措置というものでございます。

都道府県国民健康保険運営方針の扱いは、「技術的助言」とであると明記し

ておりますから、「法的拘束力」を持つものではなく、地方公共団体の自主性に配慮しておりますので、町独自の判断は今後もある程度は可能と考えております。

低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体財政支援の拡充として、平成27年度以降から実施されております約1,700億円の保険基盤安定負担金の保険者支援分は、本町においても、一定の財政改善効果が生じております。この保険者支援分は、平成27年度では、国のほうから1,911万1,165円とか、それから県のほうからは955万5,582円と合わせますと2,866万6,747円と、前年度に比べ1,584万9,000円の増加でありまして、町の負担も加えますと国保会計への支援額は2,113万2,000円、率にして124%の増加となっておりますので、これを被保険者数4,789人で割りますと一人当たり4,413円となります。この支援は、今後も継続されることになっております。

また、保険財政共同安定化事業拡充による拠出金と交付金の差が、平成27年度は2,214万円の収入超過となりまして、前年に比べて1,541万円の増加となったこともあり、国保財政は、平成27年度1,954万円、お一人にしますと約4,080円の赤字で済むものと考えております。

保険給付費が一人当たり34万1,609円と前年度に比べ、率にして8.2%増加したことが赤字の大きな要因と考えておりますけれども、平成28年度への繰越額が、今回補正額で見た3,900万円から2,100万円ほどふえまして、6,000万円となりそうですが、これは、補正後の28年度保険給付費15億9317万円の3.8%でしかございません。一人当たり保険給付費に直しますと、前年比1.8%増の予算でしかなく、財政は非常に厳しいと言わなければなりません。今年度は税率を据え置きで進めたいというふうに考えております。ご理解を願いたいと思います。

再質問に対する詳細な答弁につきましては、担当課長のほうに任せたいと思います。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

15番、伊藤千作議員の再質問を許します。15番。

15番（伊藤千作）

まず最初に、今町長のほうから答弁がありました。この税の引き下げについての件ですけれども、国からの財政支援1,700億円に相当する額は、さきの答弁では約2,866万、前年比で1,584万ふえているというふうなことが答弁で言われました。それで、これは全額この国保支出金の項目に計上しているということになるのでしょうか。まず、最初にそれ1つ。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（青山勇人）

課長 お答えします。
一般会計のほうに国、県から入るわけですが、市町村分と合わせて2,113万2,000円については全て国保会計のほうに入っております。

議長 (金子芳継)
15番。(伊藤千作)
いずれ国保支出金の項目に入っているということですね。それはわかりました。
それで、次に繰入金なんですけれども、これは約2億円、一般会計繰入金になっているんですけれども、この中で法定外繰入金はどのくらいの額になりますか。そして、その平成27年度と平成26年度の法定外繰入金を合わせて報告してください。

議長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進課長 (青山勇人)
お答えします。
平成26年度の国民健康保険への繰り入れ総額は、1億9,900万程度です。27年度は2億4,400万ほどになっています。法定分についてと法定外という関係のことなんです、26年度は6,700万ぐらいです。それから、27年度は8,500万円程度です。ただ、高齢者福祉センター、ひまわりセンターです、その関係のがかなり大きな額になっているということもつけ加えておきたいと思います。ちなみに、26年度はひまわりセンター関係が5,129万円、それから27年度は6,876万円ぐらいがひまわりセンター分となっています。

議長 (金子芳継)
15番。(伊藤千作)
以上です。

議長 (金子芳継)
15番。(伊藤千作)
そうすれば、実際にこの1つは財政支援分では国からの1,700億円分に相当する部分は計上はしているんですけども、一般財政からの法定外繰入金はずほとんど変わっていないという状況ですね。今の説明聞いていますと、法定外繰り入れは26年度約1,600万、27年度は約1,700万という、説明から追えばそういうふうなことになります。それで、私町長の姿勢として非常に評価したいと常日ごろ思っているのは、この三種町はもう法定外繰り入れが全県一なんです、多いのが。それで、保険税を抑えてきたんですよ。これは本当に評価できる、私は取り組みだというふうに常々思っております。それで、この私が1つ大きな趣旨で取り上げている1つは、この国からの財政支援1,700億円が入ってきているわけですから、その分が2,800万の分が入ってきているわけですよ、財政支援として。それで、町の法定外繰り入れはほとんどまず変わっていないようなんですけれども、

大体これを使って国保税の引き下げができるということ厚労省も言っているわけだから、さっき言ったように一人当たり5,000円の削減ができるというふうなことをまず言っているわけですから。せっかくその財源がふえてきている中で、三種町の取り組み自体はそれを十分活用しないような状況で据え置きというふうなこと、これはやり方によっては私、税に引き下げはできると思うんです。あれですか、国庫支出金の約5億6000万これ経常予算でなっていますけれども、あれですよ、医療給付費を見ると15億9,000万、これが医療給付費の大体43%を計上するということになっているんですけども、町のその予算計上を見るとこの43%に相当する部分は6億8,000万というふうになるんですけども、これで大体1億2,000万違うんですけれども、これの説明をしてください。なぜこういうふうになっているんですか。

議長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進課長 (青山勇人)
お答えします。
27年度決算見込みでは、まず保険給付費、葬祭費等も入りますけれども、16億4,100万ほどになりそうなんです。それで、全体の歳出が27億4,100万ですので、割りかえすと60%近く、59.9%となっています。決算でそうなっていますので、うちのほうが高いというのは、それがなぜ全国平均と違うのかというのはちょっとはつきりわかりませんが、その辺はちょっと調べてみないとわからないです。

議長 (金子芳継)
15番。(伊藤千作)
今、答弁のあった報告も金額も違うと思うんです。保険給付費が約15億9,000万円、その大体国保支出金ってここに計上するというのは、大体43%分を計上するということになっているんですよ。そうすると、これの15億9,000万の43%になる金額は約6億8,000万。ところが5億6,900万しか計上していないというふうなことの意味を私今問うているんです。ここで約1億2,000万違うでしょうと、これはなぜなんですかというのを今問うているんです。

議長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進課長 (青山勇人)
今ちょっと理解できなかったんですが、6億何がしという数字が何の数字ということでしょうか。ちょっともう一度お願いします。

議長 (金子芳継)
15番。(伊藤千作)

保険給付費、今保険給付費が約15億9,000万なんです。計上しているのは。その43%分が国保の支出金の欄に計上しなければならないというふうになっていると思うんです。その43%分が6億8,500万ぐらいになるんです。ところが計上しているのが5億6,900万、この差が1億2,000万あるのはなぜですかということを今問うているんです。

議長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進課長 (青山勇人)
申しわけないです。その5億6,900万程度の金額となっているというのは、どこの項目を足すとそうなるのか、ちょっと理解できないんですけども。

議長 (金子芳継)
15番。

15番 (伊藤千作)
あのね、歳入の国保支出金が5億6,951万4,000円計上しているでしょう、予算計上。しているんです、国保会計今回提案になっている。今回の予算がそうになっているでしょう。いいですか、私が今問うているのは、歳出で保険給付費が15億9,316万9,000円、この43%分はこの歳入の5億6,900万じゃなくて6億8,500万ぐらいになりますよと、なぜそういうふうになっていないんですかと、その理由は何ですかということを問うているんです。

議長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進課長 (青山勇人)
国庫支出金、今回の補正で5億6,900万としましたけれども、これはそれぞれ国から入るお金を一つ一つ積み上げて推計したことになったわけで、その率を43%ですか、その率を単純に掛けて出した数字ではございません。

議長 (金子芳継)
15番。

15番 (伊藤千作)
あの、多分そうだと思うんです、この計上は。ただ、医療給付費に対する負担は大体国保支出金は43%というのが、そういう規定があるんです。それで、それがもしやられるとしたら、この1億2,000万の違いは、これやりくりいろんなことをすれば国保を下げることにつながるわけですよ、これ。できるってということにもう1つはなるわけですから、それで今取り上げているんです。

次に移ります。

保険給付費の件ですけども、約7,000万前年度と比べてふえているんですけども、今行政報告でもあれですよ、国保加入者は4,693名

で前年比201名が減っているというふうな報告がありました。これも来年度もまた減っていくというふうなことに、ふえる要素は余りないと思うので減っていくと思うんですけども、これが医療給付費が約7,000万ふえている、計上しているということは、医療費の伸びを多分これ計算に加えていると思うんですけども、この医療費の伸びを何パーセントに見ていますか。これ多分そんな医療費の伸びを多くは見えていないと思うんですけども、前年比で何パーセントの伸びを見えていますか。

議長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進課長 (青山勇人)
お答えいたします。

一般と退職という形で分けていますけれども、一般部分としては療養給付費で0.9%の増、一番大きいところがそれですので、まず1%程度の伸びというふうに見えています。これは一人当たりですけどもそれ程度で見えています。それから、退職関係については、一人当たり6.7%の伸びという形で見えています。

議長 (金子芳継)
15番。

15番 (伊藤千作)
この医療費の伸び自体は予想を立てるわけですから、前から言っているように当たるか当たらないかはこれ、かけみたいなもので、それよりも多くかかるかもしれないし、少なくかかるかもしれないというふうなことなので、かなりこれ保険税を決めるときには重要な要素にはなるんですけども、この項目もやり方によっては税の引き下げについての計画には当てはめることができるということは言えると思うんです。それで今、国保財政の基金はどのくらいありますか。

議長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進課長 (青山勇人)
1,800万円です。ただ、今回の28年度予算では、これを取り崩す予算となっております。

議長 (金子芳継)
15番。

15番 (伊藤千作)
全額取り崩すということですか。

議長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進課長 (青山勇人)
そのとおりです。

議長 (金子芳継)

15番。
15番 (伊藤千作)
わかりました。これは全額取り崩したほうがいいんです。なぜかと言うと、都道府県の広域化になっても、この基金を持ちこむことはできない、宙に浮くというふうな感じですから、これは全額取り崩すという方向は正しいやり方。

そして、能代市で今回国保税一人当たり3,600円かな、引き下げたでしょう。あれはいろんな要素はありながら、この基金を持ってもしようがない、しようがないという言い方おかしいけれども、宙に浮くようなことになるからそれを崩すというふうな方向で今計画してああいうふうになったというふうなことだと思うんです。

それで、この三種町も今のこの現状の中で、やりくりして本当に下げる気ならば一人当たり何ぼという金額で、下げる気になればいろいろさまざまなこの部分を利用して国保は下げることが私は可能だと思うんです。これは町長があとやるかやらないかという決断1つにかかっていると思うんですけれども、国保税の引き下げは財政を見る限りは可能ですけれども、町長これ見直してちょっと何ぼでもあれですか、国保を下げるということにしませんか。

議長 (金子芳継)
町長。

町長 (三浦正隆)

伊藤議員がおっしゃるように、国保税を下げたいとやまやまな気持ちもございませうけれども、ただ今後のことを考えますと、本当に果たしてそのとおりやっけていいかどうか大変心配なところもございませう。まずは現行のままで、現行の状態を維持していきたいというふうに考えております。「終わります」の声あり)

議長 (金子芳継)

以上で15番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

次に、1番、大澤和雄議員。1番。

1番 (大澤和雄)

私からは、さきに通告してあります2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、住宅リフォーム助成事業についてであります。

三種町住宅リフォーム助成事業では、補助金の交付申請の際に、リフォーム工事を行う住宅等の平面図及び工事施工箇所の写真を添付することになっております。これに対して、秋田県住宅リフォーム推進事業では併用住宅の場合、また、建築基準法の規定が必要な場合は図面を添付することになっておりますが、それ以外は着手前の写真のみで図面の添付は必要ないことになっております。

町内施工業者からも、このことを指摘され、補助対象工事を行う住宅の外

観全景及び工事部分の着手前の写真のみとしてほしいとの要望が出ております。現在、この図面はどの程度のものが必要なのか、あるいは写真のみで対応できるものなのか、これらの対応について伺いたいと思います。

次の2点目であります。

国保税等の滞納処理についてであります。

秋田県地方税滞納整理機構徴収特別対策室の平成26年度差し押さえ徴収額内訳では、三種町において預貯金差し押さえが9件で54万2,000円、給料差し押さえが3件で13万3,000円、生命保険の差し押さえが11件で186万3,000円となっております。三種町での機構への処理依頼はどのようになっているのか伺いたいと思います。この差押された世帯に低所得等は含まれていないのかどうか。また、国民健康保険法77条、また地方税法717条の規定にある特別の事情により減免の対象となる世帯はおらなかったのかどうか伺いたいと思います。

政府は平成12年に国民健康保険法を改正し、滞納している世帯に資格証明書の発行を義務規定に改正し、さらに保険給付についても滞納していると全部または一部の支払を一時差しとめるものとする義務規定に改正しました。これによって資格証明書の発行や給付差しとめについては、悪質滞納者に限っていたものから、それぞれ1年間以上の滞納、1年半以上の滞納と定め、低所得で払い切れない人たちまで広がることになりました。

こうした状況の中、厚生労働省では自治体が決めれば生活保護基準以下も「特別の事情」に入れてもよいと回答しております。また、特別の事情の判断は法律の趣旨にのっとり各市区町村自治体が判断するとの見解を示しております。過度な滞納処理はないのか、実態はどのようになっているのか伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長 (金子芳継)

1番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。

当局より答弁を求めます。町長。

町長 (三浦正隆)

1番、大澤和雄議員のご質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成事業は、地域経済対策の一環として、町内業者により住宅のリフォーム工事を行った場合に、その経費の一部を助成することで町民の消費を促し、町内業者の振興を図るとともに、居住環境の向上を図るために創設した制度でございます。

また、昨年からは同一敷地内の車庫とか物置のリフォーム、さらには、過去に助成を受けた場合でも3カ年を経過していれば再度対象とするというふうに内容を改正しまして、行政報告でも申し上げましたが平成27年度では約4億1,000万円の大きな事業効果が認められたところでございます。

さて、議員質問のリフォーム助成事業申請の際の平面図添付でございますけれども、議員ご指摘のように町への申請時には平面図を添付することにな

っております。これは、リフォームにより間取り等を変える場合に、写真だけではわかりづらいために提出を求めたものと思われませんが、要綱には添付省略できる場合の定めがないことから、要綱記載のとおり添付を求めてきたものであります。

今後、間取りの変更のない場合など平面図を省略して差し支えない申請につきましても、手続きの簡素化、省力化を図る観点から、要望に応えられるよう検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、滞納処理関係のご質問にお答えいたします。

三種町から秋田県地方税滞納整理機構への処理依頼はどのように行っているのかというご質問でございますけれども、機構の処理事案の選定基準というものがございまして、それは個人住民税に滞納があり、個人住民税等の滞納額の総額が町村にあっては50万円以上で、なおかつ滞納処分を行うに足る財産を有するなど、納税資力があると認められるものにかかわるものとされています。この基準を満たす事案のうちから機構事務局と町とで協議の上決定しております。

ただいま申し上げましたとおり、住民税の滞納があることが選定基準としてありますので、国保税単独で滞納処理の依頼を行うことはできません。また住民税の滞納があるということは、ほぼ住民税の所得割が課されているということであり、納税資力があると認められるものということでもありますので、低所得者や生活保護基準以下の特別の事情があるものは、処理依頼には含まれないことをご了解いただきたいというふうに思います。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

1番、大澤和雄議員の再質問を許します。1番。

1番（大澤和雄）

まず、最初の住宅リフォームの助成事業について。この間取り等が変更がなければ、図面の添付はなくてもよいようにしたいということで、それは非常にまた手続きが簡素化して、また施工業者もまた利用する方も非常にいいことだなと思っております。実際この間取り等の変更の際は、やっぱり必要だと、私はこういう工事は行ったことがないのであれですけども、全然違いますけれども、例えば、田んぼの区画化ぐらいの場合とかも図面のほうがわかりやすいんですよね、写真の全景とかよりも実際こう田んぼを2枚、1枚にするとか、簡単でもいいから図面でお互いに説明し合ったほうがわかりやすいということもありますので、そういう場合はやはりこのそれなりの対応をしていただければなと思います。いずれこの能代市さんも、この図面の添付というのが通常の場合はない、八峰なんかでもいないということだったようですけども、ただ要綱には記載はされているといういろいろ対応はまちまちのようなんですけれども、いずれその間取りの変更がなければ簡素化したいということで、非常にこれはいいことだなと思っております。

それで、1つ確認をしたいというか、ちょっときのうも住宅の耐震化につ

いて話題になったんですけども、この県の住宅リフォーム支援事業の中に、いわゆる木造住宅の耐震診断改修に対する補助がある市町村一覧というのが出ておまして、三種町でもこの耐震診断のみ補助するとういうふうに出ているんですよね。それでこの耐震診断をしたこの補助を受け取っても、住宅リフォームの助成はまた別として、その分を差引くとかそういうことはないのか、それは診断のみの補助は補助で住宅リフォーム助成事業の補助は補助として申請、あるいはその補助を受けられるのかどうか、その辺確認したいんですけども。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（高橋善浩）

お答えいたします。

町の場合は、耐震診断補助と住宅リフォーム補助は別物であります。

議長（金子芳継）

1番。

1番（大澤和雄）

わかりました。これを見ると何か、この県のホームページでは何か非常にこの県の住宅リフォーム推進事業もあわせて利用可能で、非常にいいようなことを書いて、ちょっと県のほうのホームページでちょっと誤解、この住宅リフォーム事業そのものによって耐震工事もみんなできるようなちょっとそういう、ちょっと県のホームページがそういうふうな書き方をしているものですから。ただ、詳しくよく見ると、三種町の場合は耐震診断の補助のみというふうに書いているので、それはそれで別として両方三種町では実施しているということで、その辺は確認したのでわかりました。いずれ、それはその補助としてぜひとも大いに活用されるように広めていただきたいし、住宅リフォーム事業これもぜひともまた今後も続けてほしいと思います。いずれこの住宅リフォーム助成事業をやる前には、この地元の大工さんも本当にもう仕事なくて悲鳴を上げていたんですよ。そこにこの事業がやり出して、本当に大工さんの方々からもよかったと、本当にこれで何とかつなげると大変喜んでおられました。ぜひとも今後とも続けて支援してほしいと思います。

次に、2点目の国保税の滞納処理機構についてでありますけれども、住民税50万以上の財産を有するという。この差し押さえの、そうするとこの三種町ではないんですけども、県全体でこの差し押さえ見ますと、いろんなこの自動車、預貯金、給与、売掛金、賃料、生命保険、それから農協出資金も差し押さえ、この一覧そうするとこれは全部それなりに住民税を含んで50万以上、なおかつこの財産がある方なのかな。いずれ三種町においてそうすると、実際この壇上で申し上げたこの給与の差し押さえ等とか、それなりの資力があるからという町長の答弁でしたけれども、給料とか差し押さえられて生活その大丈夫なのかなと、生きているのか死んでいるのかちょっと心配になるんですけども、この一覧を見るとね。ですから、その後の生活実

態みたいなのものの調査というか、かかわっているものなのでしょうかね。その辺ちょっと伺いたいんですけども。

議長 (金子芳継)
税務課長。

税務課長 (児玉直久)
お答えします。

生活実態と言われますと、まず四六時中滞納者の方を、何ていいますか、マークしているわけではございませんので、いずれ例えば給与の場合ですと、給与の差し押さえ基準というのがございますので、仮にちょっと今基準手元がないんですけども、仮に20万円もらっても差し押さえ対象は扶養対象者、配偶者とか子供さんとかによっても大幅に違いますので、子供さんが2人、3人いれば20万円もらってももらえる額はないということもあります。それで、あともう1つは、議員のご質問自体とは少し違うかもしれませんが、いずれ機構の設置目的としては滞納整理の推進と滞納整理技術の向上ということにありますので、滞納整理というどうしても差し押さえとか、強制執行という面に目が行きがちですけども、機構の助言を受けて執行停止を行うということもあります。これも滞納整理技術の1つということですので、ご了解願いたいと思います。

議長 (金子芳継)
1番。

1番 (大澤和雄)

わかりました。いずれ、この三種町の給料の差し押さえというのを見ますと、そうするとこの人たちはいわゆる今課長がおっしゃったとおり、いわゆるこの差し押さえ禁止、国税徴収法76条、いわゆる民事執行法152条によってこの差し押さえ禁止というのがありますよね、それにのっとってのことだと思えますけれども、いわゆる債務者の最低限の生活を保障、債務者の生業の維持やその他精神的活動の保護、防災上の配慮などいろいろあるわけですけども、そうした中で計算した上で、なおかつ余力がある方のみということによろしいのでしょうか。この三種町ではないんですけども、1つの事例として、そのままいくと実際差し押さえができないということで、この差し押さえ禁止のこれを適用しないという自治体もあるというふうにインターネットで出ているんですね。これは三種町、どこの市かわからないんですけども。例えば、市税滞納で給与差し押さえ、本税は払って延滞金30万円、それで給料が24万5,000円、手取り18万7,000円で本人と妻と小学生の子供と3人だと。そうすると、この今の4分の3、その規定の差し押さえでいくと、いわゆる本人10万プラス4万5,000円掛ける生計同一親族数2名、これだけでも29万円になるんですね。そうすると、当然これ取れなくなるんですけども、これを適用しないで差し押さえしようとする市もあるという、こういう事例もあるんですけども、三種町ではそういうことはつまりないということで確認したいんですけども、

よろしいでしょうか。

議長 (金子芳継)
税務課長。

税務課長 (児玉直久)

それこそ、その徴収規定がありながらそれを使わないというのを、私自身はちょっとそういう自治体があるということは存じませんでした。いずれ本町においては、そのようなことは決してございません。

議長 (金子芳継)
1番。

1番 (大澤和雄)

わかりました。その辺は十分守って、その人の納税というのは義務ですけども、なかなかこの景気が低迷して、なかなかいつも元気で健康でいられるという状況にない場合にもあるわけで、いろんな事情があるかと思えます。そういうことも考慮に入れていただきたい。いずれこうした差し押さえ禁止の根拠もきっちり守って対応していただきたいと思えます。

当然この資格証明書から給付差しとめの流れ、保険税の納付金、1年を経過して特別の事情の届け出、これが提出しない、あるいは妥当性がない、さらに弁明の機会を与えてもこの提出がない、あるいはこの弁明の妥当性が認められなくて初めて資格証明書等の発行というふうな流れになると思うんですけども、そういった手順を踏んでもなおかつだめな場合、これは国保税だけではなくて住民税がそういうふうな手続でどうしてもできない場合にこういった差し押さえに立ったということによろしいのでしょうか。

議長 (金子芳継)
税務課長。

税務課長 (児玉直久)

おっしゃるとおりでございます。

議長 (金子芳継)
1番。

1番 (大澤和雄)

それで、もう1つこの私の持っている滞納者対策に関する調査の、ここで三種町の短期被保険者証のうち、交付世帯がこれが181のうち、このうち高校生世代以下交付者対象数が44、これは平成26年6月1日現在及び25年度実績という市町村用のこの資料があるんですけども、これに間違いはないでしょうか。

議長 (金子芳継)
税務課長。

税務課長 (児玉直久)

済みません。そこは今確認して申し上げたいと思えます。申しわけございませんが、ちょっとそこまで資料を持ち合わせしておりませんでした。申しわけございません。

議長 (金子芳継)

1番。

1番 (大澤和雄)

この資料も、私も必ずこの存在するのかどうか、この被保険者資格者証の次の欄に、うち高校生世代以下の短期証の交付者数、こちらではゼロというふうになっているので、この辺のこの何条の関係とかいろいろ書いていて、私も単純に短期保険者証が高校生世代以下が44人だと言えるのかどうか、この辺も私もちょっと後でその辺、この資料をぜひとも検討して教えていただきたいなど。いずれ今回補正予算でも子供の貧困対策整備計画策定業務等々もやりたいということでおりますので。じゃあこれ、策定業務するとき何を根拠にするかということ、結局この短期保険証とか高校生世代以下の人が短期保険証だと、そうするとその世帯、親世帯は貧困じゃないのかとか、生活が苦しいからそういうことになっているのか。あるいはお金があっても払わないのか、お金があっても払わないというそういう人はそんなにいないと思います。やっぱりそうすると、子供の貧困というのはこういうところからまず調査するということになると思うんですね。やっぱりこの高校生以下が短期保険証だと。そうした場合、やはりその世帯、親を含めたその世帯は、含めて高校生以下貧困のうちに入るのではないかと、生活実態はどうなのか。結局こういうところからそういう子供の貧困対策の一資料としてここから調査するという形になると思うんですね。ですから、非常に単純にこのいろんな手続を経て、やむにやまれず短期証、あるいは資格証明書の発行ということになると思うんですね。ただね、高校生世代以下もいるということは、非常に残念なことなんですよ。そしてこれが、やはり子供の貧困というものにつながっているのではないかと、1つの資料となれるものでもあるということなので、非常にこれは残念な、いずれ非常に難しい問題なのではないかなと思うわけでありまして。この辺の資料は、後で教えていただきたい。いずれ慎重な対応をお願いしたい。

当然、それから最後にもう1つだけ。いわゆる国が定める公費負担医療、これは世帯全員が対象の場合の保険証は返還されない、いわゆる資格証明書適用除外となっている、それももちろんきちんとそれは守られているということよろしいでしょうか。

議長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (児玉直久)

それは遵守して行っております。

議長 (金子芳継)

1番。

1番 (大澤和雄)

わかりました。これで終わります。いずれ行政報告では、最終的に前年度の徴収率を維持できるだろうと、そういう報告でありました。いずれこの税

というのは何といても町の一番の財源なので、徴収、収納率に高めることはもちろんであります。しかしながら、いろんな今景気が低迷して本当に大変な時期であります。この間も国保振興で、能代、山本の、能代市の本当に老舗と言われる企業が倒産したとそんなことをちょっと出ておりましたけれども、私も知っているその企業の創始者というか、そういういわゆる能代、山本でも本当にいろんな場面で活躍されたそういう方が創始者であるその企業も倒産して、私も非常にショックでありました。いずれそういう非常に大変な時期でありますので、みんな三種町の人、町長、我々も皆元気で仕事して頑張っていたきたいとは思いますが、長い人生いろいろあると思います。そうした中で、税がおくれる場合もあるでしょう。そうしたところをいろんな法律にのっとりながら、十分配慮しながら徴収事務に当たっていただきたいとそうように思います。

終わります。

議長 (金子芳継)

1番さん、今資料の要求ということで、若干ちょっと待ってください。今持ってきますので。

休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

議長 (金子芳継)

再開いたします。

それでは、税務課長から答弁してください。

議長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (児玉直久)

お答えします。

先ほどの資格者証の件ですけれども、議員おっしゃるとおり短期証が181、それから高校生世代数の短期証はございません。いずれ議員のおっしゃるとおりの数字で間違いありません。(「数字何ぼよ。短期保険者証のこの欄のうち高校生世代以下交付者数44」の声あり) 44です、済みません。

議長 (金子芳継)

いいですか。(「わかりました」の声あり)

1番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

これをもって本日の会議を閉じます。散会いたします。

午前11時41分 散会